

若江俊二局長	御起立願います。礼。御着席ください。
渡部泰明会長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>今日は、昨日とうって変わって、かなり気温も下がって寒い中、本総会に御出席いただきまして有難うございます。</p> <p>それではただいまから、第 179 回の総会に入りたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>それではただいまから、第 179 回総会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会が成立しておりますことを、御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、湯山地区の山下委員、それと久谷地区の池田委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>なお、本日は、議案審議の中で地元委員から補足説明を願うため、石井地区の西岡推進委員にも御出席をいただいております。どうかよろしくお願いをいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第 1 号～第 12 号まで、12 件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。</p> <p>それでは、早速議案第 1 号、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号目的の買受適格証明願専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>それでは御報告いたします。</p> <p>1 番、本件は市街化区域内にある農地に係る民事執行法による競売で、債権者である株式会社伊予銀行の申し立てにより、平成 30 年 4 月 24 日松山地方裁判所の担保不動産競売開始決定に基づき差し押さえとなり、12 月 13 日期間入札に付されたものでございます。</p> <p>申請人は、議案記載のとおり転用を目的として競売に参加しようとするもので、証明願、添付書類等審査したところ、適当と認められましたので、平成 31 年 1 月 24 日に専決処理を行い、買受適格証明書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第1号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第2号、「農地法第4条届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>はい、それでは御報告いたします。</p> <p>平成30年12月26日～平成31年1月25日に専決処理した案件は13件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら13件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地9件、5,990平米、商工業用地2件、1,925平米、公的用地2件、378平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第2号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号、「農地法第5条届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>はい、それでは御報告いたします。</p> <p>平成30年12月26日～平成31年1月25日に専決処理した案件は17件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら17件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>なお、用途別処理状況といたしましては、住宅用地14件、9,506平米、商工業用地3件、1,385平米となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第3号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号、「農地法第18条第6項解約通知報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部純三主幹	<p>はい。それでは御報告いたします。</p>

	<p>1 番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約と同時に提出がありました、議案第 5 号 7 番の 3 条許可申請のとおり、耕作目的で売り渡すとしております。なお、離作補償を支払うとしております。</p> <p>2 番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>3 番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>4 番、本件は、残存小作でございます。本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 4 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第 5 号、「農地法第 3 条許可申請」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
渡部 純三 主幹	<p>はい。議案説明に入る前に、議案の訂正をお願いいたします。</p>

8 ページの 12 番の案件でございます。譲受人の上松さんの経営面積が 1 万 4,354 平米と表示があるかと思いますが、こちらの記載を 1 万 3,416 平米に御訂正をお願いいたします。

それでは、お手元に配布しております調査票と併せて御覧いただけたらと思えます。

1 番、譲受人は、農地約 51 アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。

2 番、譲受人は、内子町在住で、農地約 80 アールを耕作する兼業農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

3 番、譲受人は、農地約 142 アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図りたいとしております。

4 番、5 番、6 番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。譲受人は、新規農業者でございます。この度、申請地を借り受け、新たに農業経営を始めたいとしております。なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

7 番、8 番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。譲受人は、農地約 46 アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9 番、譲受人は、農地約 41 アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く耕作便利な申請地を取得し、規模拡大を図りたいとしております。

10 番、11 番は、譲受人が同一人でございますので、併せて御説明いたします。譲受人は、農地約 22 アールを耕作する農業者でございます。この度、10 番の申請地の贈与を受け、また、11 番の申請地を借り受け、農業経営の安定と規模拡大を図りたいとしております。なお、本案件は、取得後の経営面積が 30 アール以上となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願ったうえで御審議をお願いいたします。

12 番、譲受人は、農地約 134 アールを耕作する兼業農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

13 番、譲受人は、農地約 182 アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近い申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図りたいとしております。

14 番、譲受人は、農地約 444 アールを耕作する農業者でございます。この度、申

	<p>請地を取得し、規模拡大を図りたいとしております。</p> <p>15番、譲受人は、農地約513アールを耕作する兼業農家でございます。この度、申請地を取得し、規模拡大を図りたいとしております。</p> <p>16番、譲受人は、農地約34アールを耕作する農業者でございます。この度、申請地を取得し、規模拡大を図りたいとしております。</p> <p>17番、譲受人は、農地約226アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く耕作便利な申請地を取得し、規模拡大を図りたいとしております。</p> <p>18番、譲受人は、農地約258アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に隣接する耕作便利な申請地を取得し、規模拡大を図りたいとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>続きまして、地元委員から補足説明をお願いいたします。まず、4番、5番、6番の新規農業の案件ではありますが、併用案件となっております。まず、所在地が浮穴地区でありますので、南委員からお願いします。</p>
南 耕 一 委 員	<p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、受人は、受人の希望により、渡人から農地を借り受け、また、譲り受けて、新規就農することになり、本申請に及んだものであります。</p> <p>所在地の農業委員として、地区審査において、今後の農地利用計画を確認いたしましたところ、引き続き、水稻の栽培を行うとの申し出であり、地域の取り決めに従い、病虫害並びに除草の管理を適正に行うとのことでもあります。以上のことから了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p>

西岡洋司推進委員	<p>次に、住所地が石井地区でありますので、西岡推進委員からお願いをいたします。</p> <p>それでは御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、受人は、受人の希望により、渡人から農地を借り受け、また、譲り受けて、新規就農することになり、本申請に及んだものであります。</p> <p>住所地の農業委員として、地区審査において、今後の農地利用計画を確認いたしましたところ、引き続き、水稻の栽培を行うとの申し出であり、地域の取り決めに従い、病虫害並びに除草の管理を適正に行うとのことから、了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、10番と11番であります。所在地が堀江地区でありますので、松下委員からお願いをいたします。</p>
松下長生委員	<p>はい、御説明します。</p> <p>和気地区にお住いの方で、新規農業を営みたいとのこととあります。一部は贈与で、一部は借り受けという事で、3反を上回るものでありまして、改めて地区審査をいたしました。その中で、全てに対して接道一致させ取りましたし、充分意欲もありましたので、適正と思っておりましたので報告いたします。よろしく申し上げます。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、本件住所地が和気地区でありますので、小笠原委員お願いをいたします。</p>
小笠原壮一委員	<p>それでは御説明いたします。</p>

	<p>先ほど事務局から説明がありましたとおり、渡人は病弱で、また、県外に住まわれているため、農地の管理が困難な状況です。そこで隣地で耕作している受人が、この農地を借り受け、また、譲り受けて経営規模を拡大したいとの希望があり、本申請に及んだものです。</p> <p>住所地の農業委員として、地区審査において、今後の農地利用計画を確認いたしましたところ、引き続き、タケノコ、季節野菜の栽培を行うとの申し出があり、また、地域の取り決めに従い、病虫害並びに除草の管理を適正に行うとのことから、了承いたしました。</p> <p>なお、本会での御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第5号につきまして事務局、並びに地元委員からの補足説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第4条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久壽基次長	<p>はい、それでは御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、農地約51アールを耕作する兼業農家でございますが、昭和42年頃に農地法の許可を得ず、本申請地へ農家住宅及び倉庫を建築していたもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p>



	<p>2番、本件申請人は、農地約36アールを耕作する農業者でございますが、この度、許可の更新が可能な一時転用として農用地区域内にある1,504平米の農地の内、約500平米を利用した営農型太陽光発電施設を開設したいとしております。</p> <p>発電出力44キロワット、パネル約176枚の支柱となる1.14平米についての3年間の一時転用許可を受け、下部農地ではシキミ栽培を行うとしており、適切な継続要件を満たし、転用許可の諸条件も満たすことから、例外許可事由の農業振興地域整備計画に支障のない一時転用に該当し、転用やむを得ないと判断されます。</p> <p>なお、本件は優良農地の転用であり、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま議案第6号につきまして、事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、本件は、県許可分でありますので、2番の農用地区域内における営農型太陽光発電施設の設置につきましては、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、1番につきましては、直ちに意見を附して、愛媛県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第7号、「農地法第5条許可申請」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
藤久 壽基 次長	<p>はい、それでは御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、現在、両親と同居しておりますが、子供の成長に伴い何かと</p>

手狭なことから、今般、本申請地を父親より借り受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

2 番、本件受人は夫婦で両親と同居し、農地約 86 アールを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、本申請地を妻の父親より借り受け、現居宅敷地を併用し、農家住宅を建築したいとしております。

本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地でございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。

なお、優良農地の転用であり、今月 28 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

3 番、本件受人は、大阪府堺市で二輪自動車の販売を営む法人でございますが、この度、代表取締役の両親の高齢化に伴い、賃貸している現事業施設を整理し、帰省するとともに、本申請地を父親より借り受け、新たに、自動二輪車販売店舗を建築しようとするもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

4 番、本件受人は、産業廃棄物収集運搬を主な業務とし、平成 29 年 1 月に設立した法人でございますが、業務の拡大に伴い、廃棄物の一時保管、選別、積み替え等の施設が必要となったことから、この度、本申請地を賃借し、隣地と併せ、実測 785 平米の産業廃棄物積み替え保管施設を設置したいとしております。

本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。

以上でございます。

渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございました。

ただいま、議案第 7 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>なお、この案件につきましては県許可分でありますので、2番につきましては、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、その他については、直ちに意見を附して、愛媛県知事に送付させていただきます。</p> <p>次に、議案第8号、「平成30年度第11号農用地利用集積計画」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>片山剛主査</p>	<p>はい、それでは御説明いたします。</p> <p>本日の案件7件の内、賃借権の設定は2件、使用賃借権の設定は5件で、設定総面積は、1万4,608平米です。</p> <p>その内訳は、新規11筆、更新が1筆、再設定が4筆となっています。</p> <p>なお、新規については、内容を御説明させていただきますが、更新について前回の貸借期間と内容に変更がない場合は、議案書に記載のとおりとして説明を割愛させていただきますので、御了承願います。また、案件中、譲受人が同一のものは、一括して説明させていただきますので、速やかな議事進行のために御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは御説明いたします。</p> <p>番号1と2の譲受人は、約317アールを耕作する農地所有適格法人で、借り手変更に伴う賃借権を再設定すること、また、新たに賃借権を設定することにより、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>番号4の譲受人は、約244アールを耕作する農業者で、新たに使用賃借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>13ページの番号5の譲受人は、農地中間管理機構で、議案書記載の農地に中間管理権を設定し、併せて農用地利用配分計画を作成して、農業の担い手へ農地の利用集積を図るとしています。</p> <p>番号6と7の譲受人は、約187アールを耕作する農業者で、新たに使用賃借権を</p>

<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>設定し、経営規模を拡大するとしています。</p> <p>以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、公告日は、平成 31 年 2 月 15 日の予定とされており、効力の発生は、公告日の翌日からです。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 8 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第 9 号、「農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>片山 剛 主査</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>この農用地利用配分計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、農地中間管理機構から業務を受託している松山市が作成し、農地中間管理機構が決定致しますが、計画を決定する前に、同法第 19 条第 3 項の規定に基づき、松山市農業委員会の意見を聴取するものです。</p> <p>先ほどの議案第 8 号では、農地中間管理機構への利用権設定を御審議いただきました。</p> <p>議案第 9 号では、この利用権設定した農地を農地中間管理機構が農業の担い手へ転貸することについて、意見を求められています。</p>

	<p>以上のとおり、意見を求められた農地は、3筆、総面積は、2,905 平米で、設定する権利は、すべて使用貸借権です。</p> <p>今後、この案を松山市が農地中間管理機構へ提出し、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を決定した後に、県がこれを認可し、公告することが予定されています。</p> <p>権利の開始は、平成 31 年 5 月 1 日の予定です。</p> <p>以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第 9 号につきまして事務局から説明がありました。本件についての御意見、御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして議案第 10 号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
片山 剛 主査	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。</p> <p>この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。</p> <p>なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。</p>

	<p>番号1から番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題がない旨の地元委員の副申書も添付され、農地も適正に耕作をされています。</p> <p>なお、番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、一部面積について適用除外となっております。</p> <p>以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第10号につきまして事務局から説明がありました。本件につきまして御意見、御異議等ございませんか。</p>
	<p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>続きまして議案第11号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
渡部 純三 主幹	<p>はい、それでは御説明いたします。</p> <p>平成30年12月26日から平成31年1月25日までに専決処理した案件は13件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これら13件につきましては、いずれも適法な届出となっておりますので、それぞれ専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部 泰明 会長	<p>はい、ありがとうございました。</p>

ただいま、議案第 11 号につきまして事務局から説明がありました。本件について御異議等ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡部 泰明 会長

はい、ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

続きまして議案第 12 号、「耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断」について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

片山 剛 主査

それでは、御説明させていただきます。

本日の案件の番号 1 から番号 5 は、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査で、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断が必要な土地について、松山市が農業委員会に対し、「農地」か否かの判断を求めてきたものです。

番号 1 から番号 4 が小野地区、番号 5 は河野地区となっておりますので、事務局から状況説明をさせていただいた後、判断を求められている対象地の内、番号 1 から番号 4 は小野地区の委員、番号 5 は河野地区の各委員に補足説明をいただきまして、議案書に記載の対象地が、「農地」に該当するか否かについて、御審議をお願いします。

まず、番号 1 から番号 4 については、これまでの経緯も含めて御説明させていただきます。

本件は、平成 29 年 11 月 7 日に市長部局である松山市農林水産課が、農業委員会に対し、議案書に記載の 4 筆を含む松山市北梅本町にある 5 筆の土地について、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査において、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断が必要な土地として、「農地」か否かの判断を求めてきた案件で、平成 29 年 11 月 10 日に開催した第 163 回総会と、同月 17 日に開催した臨時総会において、判断の依頼があった 5 筆の内、4 筆は全会一致で「農

地」と判断し、他の1筆は、多数の賛成により「非農地」と判断し、回答いたしました。

その約5ヵ月後にも平成29年11月の総会で「農地」と判断した4筆の土地について、土地所有者からの再調査の申し立てにより、松山市農林水産課から2回目の判断の依頼があり、平成30年5月10日開催の第169回総会で御審議いただいた結果、「農地」とであると判断し、回答いたしました。

以上の2回目の判断以降も「農地」と判断された土地の所有者は、その決定に納得せず、「農地」と判断された当該土地は、すべて「非農地」とあるとの主張を続けており、松山市農林水産課に当該土地の再調査を求める申し立てを行いました。

この申し立てを受けて、平成31年1月9日に松山市農林水産課から農業委員会に対し、議案書に記載の4筆の土地について、「農地」か否かの3回目の判断を求めてきたものです。

皆様のお手元に現地調査の写真をお配りしていますが、資料1は、対象地の位置を示している航空写真です。

資料2-1から2-5は、前回（2回目）の松山市からの判断依頼に基づく調査時（平成30年の4月27日）に撮影したものです。

資料3-1から3-5は、今回の判断依頼に基づき平成31年1月29日に現地確認を実施した際に撮影した写真です。

なお、資料3の中で、今回の現地確認が実施済である対象地の内、3-3の北梅本町乙389番4については、平成31年1月29日の現地調査時に地元委員には御確認いただいたのですが、撮影を忘れていたことから、後日にはなりましたが、平成31年2月5日に、事務局職員が現地で撮影し、地元委員にも御説明して御了承をいただきました。

続いて、資料4は、現地の位置図となっております。

状況についての説明は以上ですが、議案書に記載の4筆が「農地」に該当するかどうか、事務局が積極的に関与することは好ましくないため、事務局の所感を述べることは差し控えさせていただきます。

以上の状況から農業委員会は、松山市農林水産課へ再度回答をしなければなりません。既に総会で「農地」とであると判断済の本件について、どのように処理するか、御協議並びに判断をお願いします。

番号1から番号4の説明は以上です。



渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、議案第12号につきまして事務局からの説明が終わりました。まず、番号1から番号4につきましては、小野地区の案件でありますので、現地調査を実施していただきました、小野地区の4名の委員を代表して宮内祥二郎委員から補足説明をお願いいたします。</p>
宮内祥二郎委員	<p>はい、それでは御説明します。</p> <p>平成31年1月29日に、この地区の家久委員、仙波推進委員、敷村推進委員と事務局員も同行し、現地確認を実施しました。</p> <p>この案件は、今回が3回目の「農地」か否かの判断依頼となります。</p> <p>現地の状況については、昨年5月に2回目の判断依頼が提出された時点の現地写真と直近の現地写真を見ていただくと分かると思いますが、昨年5月の総会時点から現在に至るまで、国が示した基準の「非農地」と判断できる状態にまで荒廃が進んでいるとは言えない状態であると思います。</p> <p>よって、今回も「農地」であると回答せざるを得ないのではないのでしょうか。</p> <p>以上です。</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま、宮内祥二郎委員からの説明がございました。説明のとおり、この4筆全て「農地」という判断でよろしいでしょうか。</p> <p>委員の皆様にお伺いをいたします。</p> <p>「農地」判断でよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
渡部泰明会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、御異議ないようですので、先程の結果を、ただいまの結果を、松山市</p>

<p>片山剛主査</p>	<p>の方へ回答をいたします。</p> <p>続きまして、番号5番につきましては、河野地区の中川委員と・・・。</p> <p>失礼しました。事務局の説明、5番の説明をいたします。</p> <p>失礼いたします。</p> <p>続きまして、番号5について御説明いたします。</p> <p>本件は、平成31年1月17日に市長部局である松山市農林水産課が農業委員会に対し、河野地区の宮内にある2筆の土地について、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づく調査において、農地法第2条第1項の「農地」に該当するかどうかの判断が必要な土地として、「農地」か否かの判断を求めてきました。</p> <p>そこで、平成31年1月23日に、所在地である河野地区の中川委員と中屋推進委員に事務局も同行して現地確認を実施しました。</p> <p>これらの対象地は、全て農振農用地区域内農地、いわゆる青地農地ですが、青地農地に対して「非農地」とであると判断したとしても問題がない旨、愛媛県農政課に確認済みです。</p> <p>お手元に現地の状況を取りまとめた資料5～資料7をお配りしております。資料5は、現地の位置と公図の写しです。</p> <p>資料6は、現地を上空から撮影した航空写真で、対象地の位置が御確認いただけると思います。</p> <p>資料7は、現地調査時の対象地を南側から撮影した写真と西側から撮影した写真となっています。</p> <p>状況についての説明は以上ですが、議案書記載の2筆の農地に、農地が、2筆の土地が「農地」に該当するかどうか、否か、事務局が積極的に関与することは好ましくないため、事務局の所感を述べることは差し控えさせていただきます。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま議案第12号のうち、5番につきまして事務局から説明がございました。</p> <p>続きまして、この番号5番につきまして、河野地区の中川委員と中屋推進委員が</p>

<p>中川均委員</p>	<p>現地調査をしていただいておりますので、代表して中川委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>はい。</p> <p>今、会長の方から話がありましたように、1月の23日に地区の中屋推進委員と一緒に現地確認をいたしました。</p> <p>場所は、松山市の北部に位置する河野地区の宮内という中山間地にある集落でございます。</p> <p>現地の状況についてでございますが、お手元にお配りをしております平成31年1月23日に撮影した写真を御覧ください。</p> <p>特に、資料の7を御覧になって頂きますと、状況がよくお分かりいただけると思いますが、①の乙39番5と②乙36番1は、雑草や雑木等が繁茂しておりまして、全体が山林の様相を呈している状態でございます。</p> <p>これらを農地として復元するには、大型の重機を利用しても、かなり時間と費用が掛かるように思われますことから、「非農地」と判断をいたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただいま議案第12号のうちの、5番につきまして中川委員から補足説明がありました。この5番の2筆とも、2筆とも「非農地」という判断でよろしいでしょうか。</p> <p>写真等、また現地調査をしてもらいました中川委員からの補足説明によって、本件2筆は「非農地」という判断でよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>渡部泰明会長</p>	<p>はい、ないようでしたら「非農地」という判断をさせていただき、先程の1番～4番に同様、この判断結果を松山市へ回答をさせていただきます。</p>

松 下 長 生 委 員	会長すみません。
渡 部 泰 明 会 長	はい。
松 下 長 生 委 員	今の説明の中で「非農地」ということを説明された気がしたんですけどそうじゃなかったんですか。あの中川委員からここは「農地」にするのは難しいというような説明だったような気がしたんですけど。僕が聞き間違いですかね。
中 川 均 委 員	いや、そうです。そのように説明をいたしました。 「非農地」として判断をいたしましたという説明を申し上げました。
松 下 長 生 委 員	ああ。はい、はい。
渡 部 泰 明 会 長	それではよろしいでしょうか。 はい、じゃあ左様にさせていただきます。 以上で、本件の提出議案の審議は全て、終了をいたしました。その他について、委員の方、何か御意見等ございましたら、聞かせていただけたらと思います。
松 下 長 生 委 員	はい、すみません。
渡 部 泰 明 会 長	はい。
松 下 長 生 委 員	あの、いま、前の数字だったらだいたい覚えているんですけど、今じゃなくても

	結構ですが、市街化区域の今、農地がどれぐらいあるんですかね。何ヘクターぐらいあるんですかね。
渡部 泰明 会長	現在の、市街化区域内農地ですか。
松下 長生 委員	はい。
渡部 泰明 会長	の面積。
松下 長生 委員	はい。
渡部 泰明 会長	事務局わかりますか。
松下 長生 委員	だいたい良いですよ。 細かい数字はいりません。
渡部 泰明 会長	ほしたらまた次。 次の段階で、次が良いですね。
松下 長生 委員	いいですよ。
渡部 泰明 会長	はい。

	<p>ただいまの松下委員の質問については、また、改めてお知らせをいたしたいと思っています。</p> <p>他にございませんか。</p> <p>どうぞ。</p> <p>構いませんか。</p> <p>先ほど、「非農地」を認めたということでありました。それは結構な話ではありますが、この「非農地」にしたらすね、この辺で営農しとる人には、非常に迷惑が掛かります。ただ、その所有者には「非農地」でも構わんから、とにかく隣にです、被害の及ばないように「手入れをせえ」と、それはつけていただいとかと、困ると思うんですよね。</p> <p>人の犠牲の上ののっかといてです。草や木や竹をボウボウにしてもろたらです、あとそこで作業をしとる人、農作業しとる人、えらい目に合いますよ。私も実は家族でやっておるとい人、周りが全部放棄されました。何もしません。入ってくるのは猪だけですけどもね。そうなりますとね、非常にやりづらくなります。</p> <p>そういうことがないように、一つクレームを付けてもらいたい。ただ、気持ちとして「非農地」だとしてもとりあえず隣の境をです、2メートルか3メートルはです、きちんとしとけ」というのを付けていただかな、いかなのじゃないかな、と思いますが、いかがでしょう。</p>
<p>渡部 泰明 会長</p>	<p>あ、もう、みなさん、今の御意見その通りだと思いますけれども、今回の、この今日の5件の分は、農林水産課の方、まあ、市長部局へ結果を報告する訳ですけれども、それに注釈で、後の隣接地に対する影響が掛からないように、それは注釈で伝えたいと思います。</p> <p>なお、農林水産課、市長部局を経由しなくて、今後、個人的にいいですか、非農地判断を持って出てくることも考えられますので、その際は、また、農業委員会として、意見なり注釈を付けて依頼を、依頼いいですか、お知らせをするつもりでありますので、よろしく、そういうことでお願いいたします。</p> <p>他になければ、事務局から報告事項が2、3点ございます。</p>

片山剛主査	<p>失礼いたします。事務局からの連絡事項がございます。</p> <p>まず、1点目なのですが、先日の1月31日に開催されました研修会におきまして、御出席いただいた委員の皆様には、研修会の中で来年度末までの期間で取り組んでいただく農業者への意向調査に関するお願いをさせていただきましたが、お手元に調査の概要等を簡単に取りまとめたA4用紙1枚をお配りしております、お時間のある時に、また、御確認、御一読いただきまして活動の際の参考にいただいたらと思います。</p> <p>また、お忙しいところは誠に申し訳ありません。お手数をお掛けしますが御協力と御理解をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>2点目ですが、先日、あの、すみません。もうほとんどの委員の皆様御提出いただいておりますが、昨年の1月から12月までの活動記録ノートについて、また、まだ未提出の方については、また申し訳ないですけれども、御提出いただいたらと思います。もし今日御持参いただいている方は、お帰りになる際に事務局職員まで御提出いただいたらと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>最後ですが、次回の総会の日程について御連絡いたします。次回の総会は、3月の11日の月曜日、10時30分から、こちらの会議室で開催いたしますので、お間違えのないように御注意いただきますよう、よろしくお願いたします。</p> <p>3月11日の月曜日、10時30分からです。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
渡部泰明会長	事務局、他にないですか。
片山剛主査	はい。
渡部泰明会長	それでは以上で、第179回の総会を閉会といたします。
若江俊二局長	御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前 11 時 21 分閉会